

生駒市タクシー事業者等向け感染症抑止及び安全安心確保対策緊急支援事業
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で事業を営む法人、個人タクシー（ハイヤーを含む）、福祉タクシー、介護タクシーの運営事業者（以下「補助団体」という。）が市民の日常生活若しくは社会生活における移動に係る感染症拡大抑止及び安全安心を確保するために必要な事業に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「法人、個人タクシー（ハイヤーを含む）」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業に基づき許可を受けた、事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。
- (2) 「福祉タクシー」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業に基づき、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けた福祉限定タクシー事業者が行う運送のことをいう。
- (3) 「介護タクシー」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第2号に規定する特定旅客自動車運送事業に基づき許可を受けた、訪問介護事業または居宅介護事業の指定を受けた事業者であり、かつ、介護保険報酬または支援費等の対象と認められた者を送迎することをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。ただし、暴力団

の構成員又はこれに準ずる者が構成員である団体が行う事業に対しては、本補助金の交付の対象者としなない。

- (1) 市内で事業を営む法人、個人タクシー（ハイヤーを含む）、福祉タクシー、介護タクシーの運営事業者
(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 運転席と後部座席を隔離するための用具（ビニールシートを使用したセパレーターカーテン等）の購入・設置に係る費用
- (2) 車載する消毒液その他衛生用品の購入・設置に係る費用
- (3) その他、市民の日常生活若しくは社会生活における移動に係る感染症拡大抑止及び安心安全を確保するための事業として認められる範囲内で、市長が
適当と認める費用
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1台あたり補助対象経費の合計額に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）又は10,000円のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 申請者の定款、規約等組織の概要を示す書類（定款、規約等がない場合は、申請者の概要）
- (4) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（補助金の交付決定の基準）

第8条 前条に掲げる補助金の交付決定については、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 市民の日常生活若しくは社会生活における移動に係る感染症拡大抑止への貢献性が高いこと。
- (2) 市民の安全安心を確保する効果が高いこと。
- (3) 事業効果が見込まれること。
- (4) この補助金以外に他の財政的支援を受けている事業でないこと。
- (5) 政治や宗教を目的とする事業又は公序良俗に反する事業でないこと。
- (6) 継続的に効果が見込まれること。
- (7) その他この事業の目的に沿う事業であること。

（変更等の承認申請）

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）その他市長が必要とする書類を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、交付決定額を増額する承認申請をすることはできない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付を

決定した会計年度の3月の市長が指定する日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業の成果物（写真又は成果報告書類等、補助事業の実施成果が分かるもの）
- (2) 事業収支決算書
- (3) 補助対象経費の領収書又は契約書の写し（領収書又は契約書の金額が1件当たり1,000円以下となるものについては、支出項目一覧表によることができる。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、当該事業の市民への周知をする場合に協力しなければならない。
（補助金の額の確定等）

第11条 補助金規則第13条の規定による額の確定の通知は、補助金確定通知書（様式第5号）によるものとする。

（補助金の交付の請求）

第12条 補助金規則第16条の規定による交付の請求は、補助金交付請求書（様式第6号）によるものとする。

（事業計画の認定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第7条の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助事業の実施中に第8条の基準に満たなくなったとき。
- (3) 第10条の規定による実績報告をしなかったとき。

（施行の細目）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。